

学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野市立裾花中学校

平成31年4月改訂

目次

一 いじめ防止等の対策のための基本的な方針	1
1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの	1
2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方	1
(1)いじめの未然防止	1
(2)いじめの早期発見	2
(3)いじめへの対処	2
(4)学校と家庭や地域、関係機関の連携	2
3 いじめ問題の理解	2
(1)いじめをとらえる視点	3
(2)いじめの様態	3
(3)いじめの認知	4
(4)いじめの背景と生徒の気持ち	4
ア いじめの背景	4
イ いじめの構造	5
ウ いじめる生徒の気持ち	5
二 いじめの防止等のための取組み	5
1 学校の「いじめの防止等の対策のための組織」の位置づけ	5
(1) 構成員	5
(2) 役割	6
2 いじめ防止等の取組	7
(1) いじめの未然防止・早期発見の取組	7
① いじめの未然防止の取組	7
ア 授業づくりの視点から	7
イ 人間関係づくりの視点から	8
② いじめの早期発見の取組	9
ア 児童生徒の実態把握の視点から	9
イ 相談窓口の提示の視点から	10
ウ 学校への評価	10
(2) いじめが起きたときの対応	10
①訴えはないが、学校が察知した場合	10
②被害生徒又は保護者から訴えがあった場合	11
③重大事態発生時の対応	12
ア 報告	13
イ 初期対応	13
ウ 事実関係を明確にするための調査を行う	13
エ 調査の実施	13
オ 自殺の背景調査における留意事項	13
カ 調査結果の提供及び報告	14
キ その他の留意事項	14
④支援・指導のポイント	14
(3) ネット上のいじめの対応	15
(4) 関係機関と連携した取組	17
(5) いじめ防止等の取組の年間計画	18

学校いじめ防止等のための基本的な方針

長野市立裾花中学校

一 いじめ防止等の対策のための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第十三条により、裾花中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

本校は全校生徒約700名の大規模校である。また、部活動が盛んであり、近接する裾花小学校、松ヶ丘小学校、安茂里小学校、山王小学校、信里小学校の5校からの入学生徒を受け入れている。そのため、人間関係でのつまずきからいじめ、不登校に発展する事案がみられる。そこで、いじめ防止の対策を通して、生徒が安心して生活できる学校づくりをすすめ、生徒に深い思いやりを持って自他を大切にす心(敬愛の心)の育成を目指したい。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの基本認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という考え方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

上記①～⑧を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する(事後対応)」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる(未然防止)」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

①生徒に「いじめは絶対許されない」ことの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。

②生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。

③いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。

いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

ともすると「いじめ」を生徒間の単なるふざけあい、けんか的な視点でとらえてしまし、その行為の深刻さに気づけない場合がある。そこで、学校はもとより、保護者、地

域、社会がいじめについて共通の理解と認識を持つ事が重要である。そして、相互に連携する事で、生徒の小さな変化を見逃さず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、「いじめが起こらない学級・学校づくり、いじめを許さない学級・学校づくり」を進めていくものとする。

(1) いじめをとらえる視点

「いじめ」の定義、

「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

以上文部科学省：「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

上記いじめの定義を受け、この基本方針における「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

(いじめ防止対策推進法第二条参照)

(2) いじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応

を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」、「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

(3) いじめの認知

いじめは、早期発見が、早期解決の最大の方法と言えます。早期発見のために、日頃から教職員と生徒の信頼関係を高める事が大切です。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい。それだけに、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報収集することが大切です。

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(法第22条に規定)を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せず、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながる。

ア いじめの背景

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)

- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

二 いじめの防止等のための取組み

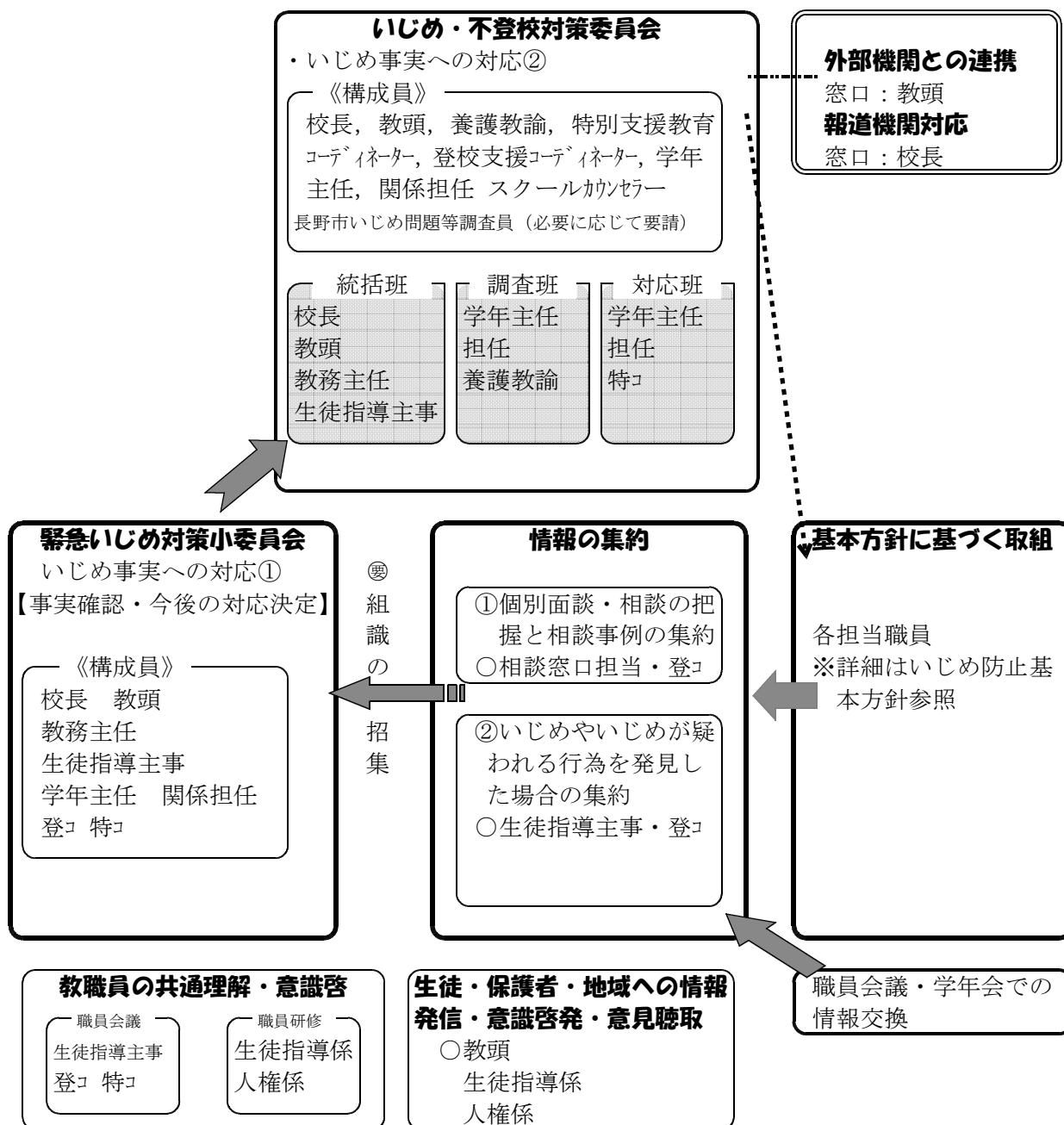
1 学校の「いじめの防止等の対策のための組織」の位置づけ

いじめの防止等の対策のための組織として、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめ防止に取り組むこととする。

(1) 構成員

生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・登校支援コーディネーター・教務主任・各学年主任・養護教諭・セクハラ等相談窓口担当職員・校長・教頭・スクールカウンセラー

(2) 役割 「いじめの防止等の対策のための組織」



役割分担

- 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価を行う。(生徒指導主事・教頭)
- 取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。(教務・登コ・各学年主任・担任)
- 個別相談や相談窓口寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し、対応を検討する。(養護教諭・教務主任)
- 情報を集約し、記録する。必要に応じて会を招集し対応を検討する。(生徒指導主事)
- 必要に応じて、「長野市いじめ問題等調査員（法律、医療、心理・福祉等に関する専門家） 弁護士、医師等）や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、）、その他の関係者（スクールサポーター、保健師、学校評議員、民生委員）からの協力を得るとともに、対応が困難な場合の体制を整えておく。(校長・教頭)

※定例のいじめ・不登校対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、いじめ対策小委員会を招集、事案について第一次検討を行い、その上で、いじめ・不登校対策委員会を招集する。

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見の取組

① いじめの未然防止の取組

ア 授業づくりの視点から（生徒の居場所づくり・人権感覚の醸成）

<授業改善によるわかる授業の推進>

【研究主任・各教科領域主任】

- ・ねらい、めりはり、見とどけ場面を明確に位置づけた授業展開
- ・友とかかわり、互いに認め合う場面を通して、一人一人が「自己有用感」が持てる授業づくりをする。
- ・「みんなで学ぶ場」を授業の中に設けたり、コミュニケーションの場を設定したりし、生徒同士が友の良さを認め、自分の良さに気づくことができるようにする。
- ・「学習の約束」等、授業中のルールを明確にし、規律のある学習環境づくりを行い、すべての生徒が安心して学習できるようにする。
- ・授業研究会を実施し、規律ある授業、「わかる授業」のあり方を研究していく。

<道徳教育の充実>

【道徳係・担任】

- ・年間指導計画を立案し、実践につなげる。
- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に訴える。
- ・道徳の年間指導計画に位置づけ、確実に実施する。

[道徳の年間計画に位置づけられた内容]

1年：日常の学校生活や身の回りの生活の中にある偏見、差別の見直しを起点として人権感覚を養い、正しい認識を持たせ、その不当性についての判断力を養い、差別を許さない心情を育てる。

→道徳では：ウオークラリーの思い出（6～7月）

片腕のラグーマン（11月～12月）

2年：社会に存在する様々な差別の実態を学ぶと共に、部落差別の歴史学習を通して、解放への歩みに共感する中で、差別を許さず、支え合える人間関係を育てる。

→道徳では：風光る窓辺に（4月）六千人の命のビザ（11月）

3年：民主主義と基本的人権の正しい理解に立ち、現代社会に現存している差別を厳しく見つめ、その不当性に目を開かせ、真に民主的な社会を実現するために努力する態度を養う。

→道徳では：ふと目の前に（4月） ゴミ収集車のおじさん（1月～2月）

<人権教育の視点に立った授業>

【人権係・担任】

- ・人権教育の研究を推し進め、他者の思いに共感する授業、自尊感情を高める授業、かかわり合いや表現力が高まる授業づくりについて研究を進める。授業研究会も実施する。
- ・グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの

力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。

- ・秋の人権同和教育旬間中にいじめを題材とした授業を実施する。

<学習環境づくり>

【各担任】

- ・生徒が落ち着いて学習できる教室環境づくり

※「信州” Basic”」を参考にし、「安全」「安心」「快適」の観点から教室環境づくりをすすめる。

- ・学校生活でのルールを明確に位置づけ、生徒の規範意識を醸成する。(師弟同行)

<教師自身の人権感覚の醸成>

【人権係・研修係】

- ・いじめに関わる職員研修の機会の充実をはかる。

※いじめチェックシートを用いた生徒理解の研修

※体罰に係わるアンケートの実施と研修

※「教師の人権意識チェック55」を利用した、振り返りと研修

※Q・U研修、特別支援教育に関わる研修

※情報モラルに関わる研修

<同僚性を生かした職場環境づくり>

【教頭】

- ・些細な事でも、報告・連絡・相談する。

- ・授業や特別活動、清掃時、休み時間などの生徒の様子を日常的に情報交換し合う。

- ・全ての教職員が全ての生徒のいじめ問題に関わる。(チーム体制)

<関係機関とのネットワークづくり>

- ・毎月、相談機関、警察関係機関との連絡を取り合う。

<情報モラル教育の充実>

【情報教育係・生徒指導主事・各担任】

- ・インターネットの特殊性による危険性や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まる
- 匿名で書き込みした人は、特定できる
- 違法情報や有害情報が含まれている
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害などの別の犯罪につながる可能性がある
- 一度流失した情報は、簡単に回収できない。

イ 人間関係づくりの視点から

<友人関係・集団づくり・社会性の育成>

【担任】

- ・社会体験や交流体験を通して、生徒が自ら気づく・学ぶ機会とする。

- ・道徳教育、学級活動を通して、いじめを見かけたら生徒がその場で注意し、担任等に報告・連絡・相談できる集団の一員としての自覚・態度を身につける。

<互いの違いを認め合う人権週間>

【生徒会係・人権係・担任】

- ・6月、11月に人権に関する講演会を開く。

- ・4月に「いじめを許さない」という視点から、学校生活オリエンテーションでの「裾花中学校人権宣言」の確認

＜互いを受容し、認め合う学級活動＞

【担任】

- ・学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・学級団結プロジェクト、学級合唱、学級レクなど生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- ・清掃・給食・当番活動等の平常活動や行事を通して、互いのよさを認め合う場を設ける。

＜交流体験活動の充実＞

【2学年・生徒会】

- ・7月に職場体験学習を行い、自らの取組を振り返ったり、社会人の方から評価して頂いたりすることで、自己有用感を高められるようにする。
- ・生徒会主体で福祉施設との交流活動を行い、人のためになる喜びを味わえるようにする。

＜研修の視点から＞

【人権係・情報教育係】

- ・前期人権週間にあわせ、保護者向けに、子ども理解に関する資料を配付し、チェックリストを活用したいじめの早期発見の仕方について、協力を得る。
- ・授業参観日に合わせ、生徒・職員・保護者向けに情報モラル研修を行う。

② いじめの早期発見の取組

ア 生徒の実態把握の視点から

＜アンケート調査の活用＞

- ・学期に1回、あるいは状況に応じて「いじめアンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、生徒と相談を行ったりする。

＜定期的な教育相談＞

- ・学期に一回、教育相談の機会をとり、朝や放課後に相談の時間を設定する。
- ・4月の家庭訪問、12月の保護者懇談の際には、保護者、生徒から人間関係で困っていることがないか、気になることはないか聞くようにする。
- ・相談カードを用いて、時間と相談したい教員を生徒が決め、担任や相談係に提出し、時間と場所を決めて相談するような工夫をする。カードへの記述を通して、相談に応じる場合もある。

＜Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の活用＞

- ・1・2学期にQ-U結果の分析と支援の方向を検討しながら、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や見守りたい生徒との面談に生かす。

＜日々のコミュニケーション＞

- ・生徒とともに活動する場面や時間を大切にし、対話や声がけを日常的に行う。
- ・生活記録等による生徒の訴えや変化を見逃さず、気になる記述等があった場合は、機を逃さず、事実確認や相談を行う。
- ・いじめかどうかを判断することより、「いじめかもしれない」と疑われる事案全て

に対応する。

- ・保健室の対話の中で、生徒が心のうちを語る場合もある。保健室における生徒の言葉に耳を傾け、背景にある思いを受けとめるようにする。

<生徒の観察>

- ・教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。
- ・授業において、人間関係のトラブルが要因で友とのかかわりがもちにくい様子が見られたり、気持ちが学習に向かなかつたりする場面も見られることがある。授業中の生徒の様子を丁寧に観察する。

<保護者との連携>

- ・校内相談窓口を設け、生徒や保護者に周知する。
- ・生徒について気になることがあった場合には、遠慮せずに学校に相談するよう、通信を通して呼びかける。

<職員間の連絡>

- ・からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。またそのための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。
- ・職員会・学年会ごとに、生徒に関わる情報を共有し、生徒理解に努める。

イ 相談窓口の提示の視点から

<相談機関の掲示>

年度当初、生徒、保護者向けに、相談機関を一覧にした通信を発行する。
相談機関一覧を各教室に掲示する。

ウ 学校への評価

保護者にアンケートを無記名で行い、学校への意見・要望を集約する。
学校評議員会の機会に、いじめ防止、発見、対応について評価していただくとともに、生徒の様子に関する感想、意見を集約する。

(2) いじめが起きたときの対応

① 訴えはないが、学校が「いじめがあるらしい」と察知した場合

段階1 「いじめ・不登校対策委員会招集」(情報の共有と対応の流れ、方法の確認)

段階2 「聴き取り」(被害者周辺の信頼できる生徒、その担任より)

段階3 「被害生徒からの聴き取り」(被害者の保護者への連絡と了解を得る。被害者を安心させるための配慮をし、時間をかけてゆっくり行う。誘導的にならないように注意する。)

段階4 「加害生徒への聴き取り」(複数で聴き取り、個別に聴き取り)

◆ 誰が誰をいじているのか	…【加害者と被害者の確認】
◆ いつ、どこで起こったのか	…【時間と場所の確認】
◆ どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか	…【内容】
◆ いじめのきっかけは何か	…【背景と要因】
◆ いつ頃からか、どのくらい続いているのか	…【期間】

- 段階5 「聴き取り情報の共有」(加害者への対応を確認する)
- 段階6 「再度加害生徒への聴き取り・確認」(話が出尽くすまで、根気強く対応する)
- 段階7 「加害生徒全体への対応」(矛盾点を明確にしなが、事実を確認していく)
- 段階8 「事実の最終確認」
- 段階9 「被害・加害生徒保護者への指導経過の報告、協力の依頼」
- 段階10 「被害生徒、加害生徒への対応」

② 被害生徒又はその保護者から訴えのあった場合

段 階	対応・注意点 等				
<p>・被害生徒からの事実の確認 ・保護者への対応</p>	<p>○校長・教頭・関係職員でこれまでの経過を共通理解する。 ○家庭訪問する際の配慮点確認する。(必ず複数対応)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">生 徒 に 対 し</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の了解を得た上で事実確認する。 ・生徒の思い・願いをしっかりと聴き、可能な限り詳細に聴く。 ・時間をかけてじっくり聴き、「<u>どの事実がいじめにあたるか</u>」確認する。 ・「絶対に守る」という学校の意志を伝え、安全確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">保 護 者 に 対 し て</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の思いをしっかりと聴く。 ・これまでの指導で不十分な点があれば、誠意をもって謝罪する。 ・生徒・保護者に安心して学校生活ができるように約束する。 ・具体的な対応については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。 </td> </tr> </table> </div> <p>○教育委員会や警察との連携・協力を進める。</p>	生 徒 に 対 し	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の了解を得た上で事実確認する。 ・生徒の思い・願いをしっかりと聴き、可能な限り詳細に聴く。 ・時間をかけてじっくり聴き、「<u>どの事実がいじめにあたるか</u>」確認する。 ・「絶対に守る」という学校の意志を伝え、安全確保に努める。 	保 護 者 に 対 し て	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の思いをしっかりと聴く。 ・これまでの指導で不十分な点があれば、誠意をもって謝罪する。 ・生徒・保護者に安心して学校生活ができるように約束する。 ・具体的な対応については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。
生 徒 に 対 し	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の了解を得た上で事実確認する。 ・生徒の思い・願いをしっかりと聴き、可能な限り詳細に聴く。 ・時間をかけてじっくり聴き、「<u>どの事実がいじめにあたるか</u>」確認する。 ・「絶対に守る」という学校の意志を伝え、安全確保に努める。 				
保 護 者 に 対 し て	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の思いをしっかりと聴く。 ・これまでの指導で不十分な点があれば、誠意をもって謝罪する。 ・生徒・保護者に安心して学校生活ができるように約束する。 ・具体的な対応については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。 				
<p>・対応方針の決定 ・役割分担</p>	<p>○校長・教頭・関係職員で家庭訪問等で得た情報をもとに課題を明確にする。 ○今後の指導方針・指導計画・役割分担を決める。→臨時委員会(報告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「いじめ・不登校対策委員会」の体制整備、組織的な対応開始 〔校長, 教頭, 養護教諭, 生徒指導主事 特コ 登コ, 学年主任, 関係担任〕</p> </div>				
<p>・被害生徒周囲の生徒からの事実確認 ・加害生徒からの事実確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5W1Hに基づき事実を把握する。(生徒の人権、プライバシーに配慮、思い込み憶測のないように注意する) ・加害生徒からの聞き取りでは、心理的圧迫感を与えないよう、慎重に行う。 				
<p>・加害生徒、その保護者への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数同席の家庭訪問により、「いじめの事実」に基づき、行為やその行為を受けた生徒の心情を伝える。 ・行為の重大性に気づかせるとともに、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。 ・保護者には、いじめ解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求める。 ・保護者が孤立感を持たないように配慮し、家庭での子どもへの接し方について助言する。 				
<p>・学級(全体)への指導 ・学級懇談会開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、傍観している行為が、いじめを助長させている事に気づかせる。 ・いじめの事実を伝え指導する場合は、被害者、その保護者の了解を得る。 ・保護者の協力が必要な場合は、「学級保護者会」を開く。 ※両保護者出席、開催目的の説明、事実の説明、協力要請 				

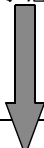
<ul style="list-style-type: none"> ・指導の継続 ・いじめられた生徒の心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、双方の生徒の保護者に指導経過を報告したり、家庭での様子について情報交換したりし、継続指導にあたる。(継続的に話し合いの機会を持つ) ・生徒への継続的なカウンセリングに配慮する。(カウンセラーとの連携) ・場合によってはその他の関係機関との連携を取り合う。
<ul style="list-style-type: none"> ・職員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○事後報告と再発防止に向けた対応の確認をする。 ○必要に応じ、全校集会を開き、いじめは絶対に許さないという学校の姿勢を伝えたり、今後の対応への理解と協力をする。

③ 重大事態発生時の対応

法第28条第1項に規定するいじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」「不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学省)」に基づき、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※ 「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
 - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
 - ※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

重大事態発生 	・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(自殺の企画…)
	・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日)

※生徒の保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申立てがあった時

◎長野市教育委員会に重大な事態の発生を報告する→○長野市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

- 1 いじめ対策委員会の中に、「重大事態調査部」を設置
 ※当該重大事態の性質に応じて弁護士などいじめ問題等調査員や外部の専門家を加える(調査の公平性・中立性の確保)
- 2 「重大事態調査部」による、事実関係の調査の実施
 ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係の調査
 ※事実の隠蔽等が絶対に起こらないように対応
- 3 被害生徒およびその保護者への適切な情報提供
 ※アンケートを実施する場合は、被害者の生徒・保護者に結果を提供する必要がある

事を念頭に置き、調査に先立って、その趣旨を調査対象者に説明する。

4 調査結果を長野市教育委員会に報告

※いじめの被害生徒またはその保護者が希望する場合は、被害生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

5 調査結果を踏まえた必要な措置

学校設置者が調査主体の場合

○長野市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査の協力

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野市教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒、保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

長野市教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

<調査委員会の設置>

当該重大事態に応じて、学校は長野市教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

<組織の構成>

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の構成員
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職、関係教職員等)

必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、その他の関係者（スクールサポーター、保健師、学校評議員、民生委員、弁護士、医師等）を拡充する。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的な事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

<いじめられた生徒からの聴き取り>

いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

<いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合>

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）（文科省）、「生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

<いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供>

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

<調査結果の報告>

調査結果については、長野市教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

④ 支援・指導のポイント

<いじめの発見・通報を受けたときの対応>

- ・いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」に報告する。
- ・いじめを目撃したら、その場で阻止する。暴力を伴う時は、即時他の教職員に連絡する。教師が暴力行為などを阻止している場合、他の教職員への連絡は生徒に頼む場合もある。

- ・関係職員を含む「いじめの防止等の対策のための組織」の職員が、分担して速やかに関係生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・聴き取りはできるかぎり、同時刻かつ個別に実施する。

<いじめられた生徒へ支援>

- ・信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し、寄り添える体制を作るとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- ・「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝え、うたえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。

<いじめた生徒へ>

- ・いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返ったり、いじめられた生徒の心情を想像したりしながら、心に落ちるような指導を行う。
- ・不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせる。
- ・いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。
→必要に応じて別室指導・出席停止の措置をとる。(学校教育法に準じて)

<いじめを見ていた生徒へ>

- ・いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・はやし立てたり、同調したりしていた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

<保護者との連携>

- ・いじめが発見された場合は、即日複数教員で関係生徒の家庭訪問をする。調査結果、事実の報告をする。学校との連絡方法についても話し合う。

(3) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。
- ・生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

ネットいじめの特徴

ネット上のいじめへの対応

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずしをしたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。



ネットいじめにはどのようなものがあるか

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要があります。

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー

《「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒、保護者等からの相談》
 学校では児童生徒の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、児童生徒や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

《対応チームの編成》
 学校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

《事実確認と実態把握》
 ○ 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。
 ① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者の心当たり、④ 他の生徒の認知状況
 ◇ **書き込み内容の確認と掲載板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。** 掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

《対応協議》
 ○ 被害生徒と保護者の心情に配慮した対応が基本
 ○ 外部との連携検討（教育委員会・警察・SC等）

《教育委員会への報告》
 《外部機関との連携》

被害児童生徒、保護者への対応
 きめ細かなケア、守り通す

加害児童生徒の特定

《削除依頼の必要性の検討》
 ○ 依頼は被害生徒がするのが原則
 ※学校や教委からもできる場合あり

加害児童生徒、保護者への対応
 ○ 投稿を削除させる
 ○ 人権と犯罪の両面からの指導

削除の確認

《継続的支援》
 ○ 心のケアと関係修復

《全校生徒への対応》
 ○ 全校集会・学年集会・学級指導
 ○ 再発防止の観点重視

《削除依頼と削除の確認》

(1) 掲示板等の管理者に削除依頼
 掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。
 「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認、削除依頼。

(2) 掲示板のプロバイダに削除依頼
 掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する
 削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課
サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター
(<http://www.ihaho.jp/>)
- 地方方法務局「子どもの人権110番」
0120-007-110
- 教学指導課心の支援室
026-235-7436

(4) 関係機関との連携した取組

- ・ 必要に応じて、警察や生徒相談所などどのように連携を図っていく。

(5) いじめ防止等の取組の年間計画

	4月	5月	6月	7月
未然防止取組への取組	いじめチェックリストの活用 通年	人権同和教育旬間	Q-U実施①	
早期発見への取組	いじめ実態把握調査	学級づくり・人間関係づくり（行事の活用）「友を思う日」5/13 授業づくり・学習環境づくり		
職員会議等			【情報モラル教育：参観】	
		人権アンケート		個別相談週間
	(事案発生時、緊急対応会議の招集)			
	いじめ対策委員会 ・指針方針 ・指導計画確認	人権研修会	学校評議員会	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止取組への取組		Q-U実施②					
早期発見への取組	学級づくり・人間関係づくり（行事の活用） 授業づくり・学習環境づくり						
職員会議等	いじめチェックリストの活用 【情報モラル教育：参観】	通年					
		後期人権旬間	人権宣言集会	人権講演会		【情報モラル教育：参観】	
		人権アンケート	学校評価アンケート	保護者懇談会		人権アンケート	
			個別相談週間				
		学校評議員会				学校評議員会	
	(事案発生時、緊急対応会議の招集)						
	いじめ対策委員会 ・1月期取組の評価・見直し ・情報共有 ・2、3学期の計画	人権研究授業	Q-U研修	いじめ対策委員会 ・2月期取組の評価・見直し ・情報共有 ・2、3学期の計画		いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討	

